

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会

議事録

開催日時：令和5年10月27日（金）15：00～17：00

開催場所：オンライン会議

<出席者>（敬称略、順不同）

・委員

三上 喜貴	開志専門職大学 副学長兼情報学部長
神山 久美	山梨大学大学院総合研究部教育学域 教授
釘宮 悦子	消費生活アドバイザー
熊田 亜紀子	東京大学大学院工学系研究科 教授
倉貫 浩一	読売新聞東京本社 論説委員
坂本 有芳	鳴門教育大学大学院学校教育研究科 教授
水流 聡子	東京大学大学院工学系研究科 特任教授
西田 佳史	東京工業大学工学院機械系 教授
野々内さとみ	全国地域婦人団体連絡協議会 理事
藤野 珠枝	主婦連合会 住宅部
古田 英雄	独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事
安好 寿也	特定非営利活動法人キッズデザイン協議会 専務理事
遊間 和子	株式会社国際社会経済研究所調査研究部 主幹研究員

・オブザーバー

一般社団法人大手家電流通協会
オンラインマーケットプレイス協議会
一般財団法人家電製品協会

一般財団法人製品安全協会
全国中小企業団体中央会
一般社団法人日本ガス石油機器工業会
一般社団法人日本玩具協会
日本チェーンストア協会

<配布資料>

議事次第

委員名簿

資料1 消費生活用製品の安全確保に向けた検討状況

資料2 消費生活用製品の安全確保に向けた制度措置の論点

参考資料1 玩具安全の法規制に関する日本玩具協会の意見(一般社団法人日本玩具協会資料)

<議事>

- (1) 消費生活用製品の安全確保に向けた検討状況について【報告】
- (2) 消費生活用製品の安全確保に向けた制度措置の論点について【審議】

開会

○望月製品事故対策室長 事務局の製品事故対策室長の望月でございます。

ただいまから、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会、第11回を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日はTeamsによるオンラインで開催し、YouTubeで議事を公開しております。

開催に当たりまして、審議官・産業保安担当の殿木から御挨拶をさせていただきます。
殿木審議官、よろしくお願いいたします。

○殿木審議官 産業保安担当審議官の殿木でございます。本年7月に着任をし、本委員会には初めて出席をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は事務方のトップである技術総括・保安審議官の辻本が別の公務により出席ができませんため、私のほうから御挨拶をさせていただきます。

まず、三上委員長をはじめ委員の皆様方、そしてオブザーバーで御参加の皆様方におかれましては、本日は御多忙の中お時間をいただき、誠にありがとうございます。また日頃より製品安全行政に御理解と御協力いただいていることに対しまして、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、我が国の製品安全をめぐる状況というものは近年大きく変化しているところでございます。具体的にはインターネットを通じた取引が拡大する中、国内外の事業者がインターネットモールなどを通じて、国内の消費者に直接商品を販売するといった流通形態が出てきております。このような従来とは異なる流通形態においても、取引される製品の安全をどのように確保していくかということが重要な課題となっているところでございます。

また玩具など子ども用製品についても、例えば諸外国で安全基準に適合していないなどの理由で販売が停止された製品であっても、現状では国内において流通を防止することが困難である場合があることについて、子どもの安全を確保するために国際的な動きも踏まえながら、いかなる対応策を取るべきかということについても大きな課題があると考えておるところでございます。

これらの課題につきまして経済産業省におきましては、消費生活用製品の安全確保に向けた検討会というものを本年1月から6月にかけて開催したところでございまして、取るべき方向性についても御提案させていただいたところでございます。

この提案を踏まえて本小委員会におきまして、改めて製品安全をめぐる現代的な課題について委員の皆様にもまず認識を共有させていただいた上で、その課題を踏まえた具体的な対応策について御議論いただければと考えておるところでございます。

製品安全の確保というものは、国民の皆様の生命・身体などの安全に直結する重要な政策課題でございます。今回御議論いただくテーマは関係者が多く、また論点も多岐にわたりますが、事務局といたしましては先ほど申し述べました課題につきまして議論を重ねていただいた上で、今後の政策の方向性と対応策を取りまとめていただきたいと考えておるところでございます。

本日は長時間の審議になるところでございますが、委員の皆様からの忌憚ない御意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○望月製品事故対策室長 ありがとうございました。

続きまして、三上委員長から御挨拶をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○三上委員長　委員長を仰せつかっております三上と申します。よろしくお願ひいたします。

今殿木審議官からもお話がありましたように、消費生活を囲む環境の変化に応じた大変重要な課題について御審議をいただく場となると思いますので、皆様方にはぜひ存分に意見の御開陳をいただき、充実した審議の場となるよう委員会運営に努めたいと思います。何とぞ皆様の御協力、よろしくお願ひいたします。

○望月製品事故対策室長　ありがとうございました。

以後の議事進行につきましては、三上委員長にお願いしたいと思います。

それでは、三上委員長、よろしくお願ひいたします。

○三上委員長　それでは、まず事務局より委員の出席状況の御報告と議事録の取扱いについての御説明をお願いいたします。

○望月製品事故対策室長　初めに、今回からの新任の委員として、独立行政法人製品評価技術基盤機構・古田理事が本小委員会に加わることとなりました。御紹介いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の出欠状況としては、熊田委員及び坂本委員から欠席の連絡を頂戴しており、その他の皆様は御出席いただいております。なお、神山委員は15時10分頃から参加予定と伺っております。

重ねて恐縮でございますが本日はオンラインでの開催とし、YouTubeでの動画配信を行っております。議事の動画につきましては、会議後に経済産業省の審議会のサイトにて掲載いたしますので御認識ください。

以上でございます。

○三上委員長　ありがとうございました。

会議の定足数ですけれども、委員の出席者が過半数を超えておりますので、本日の小委員会が成立していることを確認いたしました。

では、続きまして、資料の確認を事務局よりお願ひいたします。

○望月製品事故対策室長　配付資料につきましては、事務局から事前にお送りしましたPDF資料を御参照願います。またモニターにも説明に沿って資料を表示いたしますので、こちらも併せて御参照ください。

資料は、議事次第、委員名簿、資料1、資料2及び参考資料1となります。もし通信の

不具合や御不明な点がございましたら電話やチャット機能などをお使いいただき、事務局にお知らせください。

以上でございます。

○三上委員長　　ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。議事については2点ございますけれども、密接に関連しておりますのでまとめて事務局から御説明いただき、その後に委員から御意見を頂戴するといった形で進めたいと思います。

では、事務局より資料1及び資料2に基づきまして説明をお願いいたします。

議事

○望月製品事故対策室長　　それでは、資料1、資料2に基づきまして説明をさせていただきますと思います。

まず、資料1のほうから説明をさせていただきます。今回の資料は消費生活用製品の安全確保に向けた検討状況でございます。後ほど御紹介させていただきます1月から6月までやっておりました検討会の議論、さらに直近の検討状況なども踏まえまして資料を作成させていただいております。

まず製品安全行政全般についてでございます。もう既に皆様方御承知のところと思えますけれども、消費者を製品事故の危険性から守るために製品安全4法による事前規制・事後規制と事業者の取組の促進など、様々な取組を行っております。

下で図を示させていただいておりますけれども、まず事前規制として製品事故の未然防止ということがあります。

左から製造・輸入のときに法律による事前規制がございまして、技術基準の適合義務などを書かせていただいております。そして販売のときでございますけれども、技術基準を満たしていることが販売の条件となっておりますので、PSマークの表示義務というものがございます。

それから事後規制のところ、右側のほうでございます。被害の拡大防止ということでございますけれども、使用して不幸にも事故が起こってしまったとき、重大製品事故情報の収集・公表という制度がございます。これは消費者庁や関係機関、NITE様などとも協力させていただきながら行っているところでございまして、さらに事業者でリコール対応

など行っていただくこともあります。

それから全体的な取組としまして、もちろん事業者の方々による自主的な取組もございますので、こういったことを促進させていただくようなこともやっております。P Sアワードでございますとか、それからリコールの対応でございますとか、モール事業者様による製品安全誓約などの取組も今始まっております。

製品安全4法の概要でございますけれども、これは事前規制のところになります。製品安全4法は危害のおそれがある製品をP Sマーク対象製品としまして指定して、国が定めた技術基準の遵守を製造・輸入事業者に対して義務づけております。

P Sマークは大きく分けて2種類ございますけれども、○P Sマークというものが自主検査を行って技術基準に適合した製品を表示するものです。そして◇P Sマークというものがございますけれども、こちらは品質の確保が十分でないと認められる製品につきまして特定製品等として指定して、国に登録した検査機関の適合性検査を受検する必要があります。販売事業者様におかれましてはP Sマーク表示がない製品を販売とか、販売の目的で陳列してはいけないことになっております。

こちらの製品安全4法で指定されているものが電気用品で457品目、ガスで8品目、それから液石で16品目、消費生活用製品で12品目ございます。さらに特定保守製品制度というものが2009年4月から始まっております。

続きまして、こちらは製品安全4法の対象製品を細かく分類したものでございます。先ほど全体の数字を申し上げましたけれども、電気、ガス、液石、消費生活用製品ということで内訳となっております、ここにありますような製品が指定をされているところでございます。

続いて、こちらは1月から6月までやっていた検討会でございます。製品安全4法は非常に重要な制度でございますけれども、2006年に創設された重大製品事故の報告・公表制度で迅速な事故の把握を通じまして、安全の確保に大きく貢献してきております。

しかし一方で、インターネット取引の存在感が高まるなど最近の環境は大きく変化しております。こういった環境の変化を踏まえまして、2023年1月から消費生活用製品の安全確保に向けた検討会を設置しまして、有識者による検討を実施しました。1月から6月まで検討を実施してございまして、報告書を発表しております。座長は今回の小委員会の委員長でいらっしゃいます三上先生をお願いをしております。

続きまして、1番でネット販売製品の事故・リコールの課題と対応につきまして御説明

をさせていただきます。

事前規制・事後規制とございますけれども、まずインターネット取引がどのようになっているかというところでございます。こちら直近の経済産業省の調査を見ますと、2022年の物販系のB to Cの取引はコロナの影響などもございまして市場規模は13兆円を超えまして、EC化率も9%を超えるなど存在感が高まってきております。

しかし一方では、インターネットモールとか自社のECサイトで販売された製品による事故の増加でございますとか、PSマーク対象製品であるにもかかわらず、マークなしで販売されているような違反も見つかっております。このような対応が非常に重要になってきておりまして、事前規制とか事故の再発防止を求めることが重要性を増してきております。

今後、インターネットモールを中心としたEC市場は一層拡大していくことが見込まれますので、これまで以上に安全を確保しまして、安全な製品が流通する市場として成長することが非常に重要になってくると考えております。

続きまして、重大製品事故の発生状況について見ていきたいと思っております。大体年間1,000件前後発生しておりますけれども、インターネット通販で購入した製品による事故というものが増大しておりまして、2019年の時点では10.7%ぐらいでございましたけれども、直近の2022年では19.4%となっております、倍ぐらいになっているということでございます。特に右側にありますようなバッテリー系ですとか、ガストーチとか様々な製品で事故が起こってきております。

インターネット取引の対応が大きく変わってきているわけでございますけれども、取引の拡大に伴いまして、国内外の事業者が国内の消費者に直接製品を販売する機会が増大しております。従来型の法律が想定していたのが左のようなモデルでございまして、製造事業者が海外にいて、それで日本国内に輸入事業者がいて、そこから販売に行つて購入されるような流れでございました。現在増えてきておりますのが海外からの直接販売でございまして、海外に事業者がいらっしゃいますけれども、ネットモールを通じまして注文されると、既に国内の倉庫とか配送のところに提供されていた製品が消費者のほうに届くというものでございまして、海外事業者と直接的に取引をしているような形態でございます。このような取引におきましては製造・輸入事業者が国内に存在しませんので、法律で求められております履行されるべき義務が履行されずに、事故が生じたときに特定製品が回収されないこと等によりまして、一般消費者の生命・身体の安全の確保が困難になる

という事態が生じております。

このようなことを受けまして製品安全誓約という取組が自主的に始まっておりまして、インターネットモール事業者の方々の自主的な取組として署名をしたものでございます。

この誓約でございますけれども、安全でない製品を消費者が購入しないように、インターネットモール運営事業者が行う自主的な取組でございます。2021年のOECDガイダンスを踏まえまして今年6月29日に署名式が行われておりまして、右下にありますような7社によりまして今取組が進められているところでございます。こういったことを通じまして、さらにネットモール事業者の方々でございますとか、他省庁とも連携しながら製品安全の確保に向けた取組を強化していきたいと考えております。

2番目でございますけれども、玩具などの子ども用製品の課題と対応のところでございます。

子ども用製品につきましては、子どもの成育過程でいろいろな事故が起こってくるわけでございますけれども、誤飲などが起きやすく通常の製品よりも配慮が必要となっております。特に子どもの場合、侵襲性が大きく、そして後々将来的にも影響してきますので非常に重要な課題となっております。

しかし現状では、重大製品事故が報告されてからの対応。子どもの事故が発生してから事後的に規制するような枠組みとなっております。

ここで危険な子ども用製品の例を挙げさせていただいておりますけれども、まず一番左側の①でございます。マグネットセットとか、水で膨らむボールというものがございまして、こちらは乳幼児が間違えて飲み込んでしまうというものです。2番目が海外で法令違反とされるようなぬいぐるみとか、小部品がついていたりするようなものでございますけれども、外れやすかったりするものが入ってくる可能性があるということです。3番目が子ども用の自転車などで、チェーンに指入れのリスクがあるものを挙げさせていただいております。

消費生活用製品安全法では特定製品として、構造、材質、使用状況などから見て、一般消費者の生命または身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で、政令で定めるものを設けております。消費生活用製品安全法で指定されている特別特定製品として乳幼児ベッド、特定製品として磁石製娯楽用品（マグネットセット）でありますとか、吸水性合成樹脂製玩具（水で膨らむボール）というものが指定されております。下の2つのマグネットセットと水で膨らむボールは、今年5月に追加をさせていただいたもの

でございます。

こちらは消費者庁の事故調で平成29年に報告書を出していただいたものでございますけれども、玩具による乳幼児の気道閉塞事故の調査でございます。事故調の調査によると、日本小児科学会の公表で、平成20年3月から平成29年9月までの10年間で7件の気道閉塞事故が起こっている。そして死亡事故が3件報告されているとなっております。事故調ではアンケート調査をやられておりまして、保護者に子どもの誤嚥の経験があるかということをお聞きしておりますけれども、そこで8割以上が3歳未満で誤嚥の経験があったという調査の結果が出てきております。

事故調の報告書では誤嚥などにつきまして経済産業省に対しましても、事業者に対して取組をしていただくよう促すようにという意見が出されているところでございます。下のほうに事故調の調査を抜粋させていただいております。

では、次のページをお願いいたします。さらに玩具の国際規格（ISO8124-1）の概要でございます。国際規格として、リスクに対しまして規格をISOで設けているわけでございますけれども、リスクを判定するための実験方法とか、リスクを踏まえた措置について詳細に規定をされております。

特に3歳未満の乳幼児につきましては誤飲とか窒息の危険が高いので、36か月未満向けの玩具につきましては、小部品とか小球が存在しないように厳しい要求をしております。小部品につきましては左下にありますような小部品シリンダーでありますとか、それから小球に関しましては右下にありますような小球試験が規定をされているところでございます。

玩具をめぐる状況でございますけれども、諸外国でどうなっているかを調べてみたところでございます。海外の多くの国で事故の未然防止の観点から安全規制が設けられております。日本では50年にわたりまして業界の方々に御尽力いただきまして、自主基準に基づく対応が行われておりまして、玩具の安全性が確保されておりました。

しかしながら一方で、先ほど申しましたような環境変化によりまして、ネット販売で海外品の流入が容易になっていることがございますので、市場としては国内で玩具の安全性を確保できなくなるおそれが出てきているところです。ここで調査させていただいた国々を地域別に挙げさせていただいております。

次に、EUで販売停止になった玩具を2022年で調べております。これはEUのSafety Gateというサイトで検索したものでございますけれども、販売停止とされた玩具が500件

ございまして、そのうち窒息または化学物質の基準違反によるものが455件、91%と大半となっております。小部品を含むことによる窒息が右下にありますような219件と最も多くなっておりまして、全体の約半数、44%を占めております。そして化学物質による基準違反というものも42%となっております、EUでもリスクのあるものが挙がってきていることを御紹介させていただいております。

続いて、次のページをお願いいたします。このような環境の中で、子ども用製品の事故の未然防止に向けた対応をどうしていくかというところでございますけれども、海外の違法品が日本に流入することを防いで、事故が起こってから対応ではなくて、子どもの事故を未然に防止することが必要だと考えております。

したがいまして、玩具とかベビーカー、幼児用自転車などの子ども用製品を、消費生活用製品安全法において規制することが必要かと考えております。特別特定製品・特定製品というものがございまして、それに加えて、さらに子ども用製品を規制することが必要かというような方向性のイメージを持っております。

ここから業界におきまして、これまで御尽力賜りまして安全確保の仕組みがつくられておりまして、御紹介させていただきます。

S Tマークでございまして、一般社団法人日本玩具協会が運営されている業界の自主マークでございまして、50年以上の長きにわたりまして御尽力をされていたということでございます。基準をつくられておりまして、基準適合検査の実施とか、それから事故の際の賠償補償制度などから成り立っております。

続いて、S Gマークでございまして、製品安全協会様が運営されている自主マークでございまして、こちらも安全基準の策定、それから認証とかマーク表示の許可、賠償という3本柱となっております。

以上のような環境の変化とか今の実施状況を踏まえまして、今後の論点ということで資料2を用意させていただいております。

まず環境変化を踏まえた課題でございまして、1月から6月までやっております消費生活用製品の安全確保に向けた検討会で、大きく2つの柱に基づきまして報告書をまとめたところでございます。

海外からの直接販売等を通じた製品の安全確保の在り方が1点目、そして子ども用製品による事故の未然防止に向けた取組の在り方が2点目でございますけれども、これにつきまして議論を行いまして一定の整理をしたところでございます。こういった整理を踏まえ

まして今後取組を検討していくに当たりまして、次のページ以降で論点を挙げさせていただいております。

今回御審議いただきたい論点でございますけれども、1点目が海外からの直接販売等を通じた製品の安全確保のための制度的措置でございます。

まず論点の1番目でございますけれども、現行の製品安全4法で想定しております取引と違った取引が出てきております。製造事業者とか輸入事業者が不存在の場合の取引でございます。この場合にどうやって安全を確保していくかということが問題となっております。この必要性を考えているところでございます。

現行の法律では、国内の市場への第一次的供給者であります製造事業者とか輸入事業者を届出事業者として位置づけまして、製品の安全確保の観点から技術基準への適合とか表示などの義務を課す法体系となっておりますけれども、インターネットモールなどを通じまして海外から直接製品が販売されるような場合におきまして、製品安全4法において、こういう事業者の方々をどのように位置づけるかということが問題の1つ目でございます。さらに海外に存在する事業者を法律で位置づけるとしましても、海外にいらっしゃいますので、国内において安全確保に必要な取組をどうやっていただくかということが課題となりますので、国内において必要な措置を取る方が必要かという論点を挙げさせていただいております。

続きまして、2点目の大きな黒丸でございますけれども、海外に存在する事業者に対する措置の実効性確保をはじめとしまして、インターネットモール等を通じて販売される製品の安全確保の必要性でございます。インターネットモールを運営される事業者の方々に対しまして、製品安全確保のための制度的措置が必要かという観点を考えております。

また販売事業者とか、インターネットモール運営事業者、消費者などの関係者が、届出情報というものを迅速・容易に確認できるような制度が必要かという論点でございます。今現在は届出情報を確認するときは情報公開の請求をいただきまして、それから請求していただいた方に公表するというものとなっております。

続きまして、御審議いただきたい論点の2番目でございます。大きな論点の2番目は、子ども用製品による事故の未然防止のための制度的措置でございます。子どもの事故を未然に防止するために、子ども用製品を規制の対象として具体的な対象製品や、それぞれの安全性に関する基準を規定する必要性があるかどうかというところです。

子ども用であるがゆえに、ほかの製品と異なり検討すべき措置はあるかということもご

ございます。これまで業界で御尽力いただいて、運営してきていただきましたS Tマークとか、S Gマークの取組。あるいは海外で子ども用製品について規制がかかっておりますので、そういった事例を参考にしてはどうかと考えております。

S Tマークでは技術基準適合に加えまして、対象年齢や注意喚起の警告の表示をいただいているところがございます。

さらに既に製造・輸入された製品につきまして、もう法律施行前に製造・輸入されたものがございまして、こういったものについてどのように考えていくか。在庫になっているものでございますけれども、こういったところについて検討を進める必要があるかと考えております。

資料1、資料2の説明は以上でございます。

○三上委員長　ありがとうございます。大変たくさんの中身があつて、これから委員会の中で恐らく何回か回を重ねて皆さんに御審議いただくことになると思います。今日はスタートラインでございますので、皆さんからぜひ御意見、また提示された論点をめぐる御質問なり御意見なりいただければと思います。

本日、参加委員が10名いらっしゃいます。あとオブザーバーの皆さんにも御発言いただきたいと思っておりますので、オブザーバーは6団体から御参加いただいております。ということで単純に割り算しますと残り90分÷16ということになりますので、その辺りを念頭に置かれた上で御発言いただければと思います。

まずは委員の皆さんからの御意見、御質問をお願いしたいと思います。できる限り委員の皆さん全員の御意見をこの場でいただきたいと思っておりますので、挙手された方から御指名させていただきます。一巡しましたところでオブザーバーの皆さんからも御発言をいただきたいと思っておりますので、そんな順序で御準備をいただければと思います。

それでは、皆様いかがでしょうか。御意見、御質問、何でも結構でございます。まず西田委員、どうぞ御発言ください。

○西田委員　東京工業大学の西田です。御説明ありがとうございました。

論点の2に関してなのですが、これは非常に大事な論点かなと思われました。従来まさにS Tのような仕組みがあつて、これを取得しているような優良企業に関しては、実質ほとんど問題がなかったということだと思います。

今回大きく問題になっているのはネット販売等で海外から来ているような、優良企業ではない企業に関してどうかということなのですが、危険なもの、S Tのマークを取

得できないものも販売できる状況にあるのではないかなと思ってまして、その意味で我が国の子どもを我が国が守れない状況にある。危機的な状況ではないかなと思っています。ぜひ事前規制ができるように変えていくのが大事ではないかなと思っています。

特別特定製品・特定製品という対応があるのですけれども、ほぼ事後対応に近いというか、かなり対応が遅くなるのが現状ではないかなと思っています。磁石とかコイン電池も相当遅かったと思うのですよね。特に磁石なども危険が分かってから成立するまでに時間がかかっていますので、こういう対応、S Tを超えて事前規制をしていく対応が必要だと思います。

以上です。

○三上委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、釘宮委員、どうぞ御発言ください。

○釘宮委員 消費生活アドバイザーの釘宮です。

私は1月から6月まで開催されました検討会のほうにも参加をさせていただきましたので、そちらの議論も踏まえて発言をさせていただきます。

まず論点1のほうになりますけれども、現状ネット取引によります越境供給が増えているような状況を鑑みますと、製造業者、輸入業者だけが規制対象というのは時代にそぐわなくなっていると考えます。EUではGPSR (General Product Safety Regulation) が先んじて今年6月に施行されておりまして、EU内に必ず責任者を置くことが明示される形になっております。日本でもぜひEUでの措置と遜色ない形で位置づけることが必要かと思えます。

次、2点目になりますけれども、消費者といたしましては事故やトラブルがあったときにすぐに連絡が取れる必要があります。販売のページに国内代表者、それから国内代理人の連絡先表示を義務づけて、苦情などについて日本語対応できるようにすることが必要かと思えます。

次、3点目になりますけれども、リコールについてです。現状製品安全誓約という形で、ネットモールの自主的取組として行われてはおりますけれども、誓約を結んでいない事業者もいるわけですので、それ以外でも確実に行われるようにということも必要かと思えます。強制規制によって、事業者に対してリコールを命じることができるようにしていただくことが必要かと思えます。

4点目ですけれども、事業者の届出情報を迅速・容易に確認できる制度が必要かという

点をお示しいただいておりますが、この件に関して申し上げますと、これは金融庁の取組になりますけれども登録貸金業者の情報検索サービスというのがホームページにございまして、ポジティブリストの確認ができるようになっております。これは消費生活相談員など一部の人が利用しているものであって、一般の消費者向けではないのですけれども、このような形でも構わないので届出を行っている事業者が掲載されることはメリットがあると考えます。

続きまして、論点2につきましてですけれども、まず子どもの事故を未然防止するという観点から、子ども向け製品全体を事前規制の対象にすることについて賛成をいたします。

ただ、S Tマークというのは50年続いてきている制度でして、日本の社会にも根づいています。S Tマークなどの制度と共存するような形で、新しい法的な規制が導入されることが望ましいと考えます。そのため、例えば対象年齢や注意喚起といったものが表示されることは、消費者にとって分かりやすくありがたいことではあるのですけれども、もし共存することの観点でS Tマークとの差別化が必要だとすると、検討の余地があるかもしれないと思います。どのような形で共存するのが望ましいのかということにつきましては、業界の意見もお聞きした上で進めるほうがよろしいのではないかと思います。

そして最後になりますけれども、例えば近所の玩具店などを見ますと在庫を抱えている商店もかなりありまして、数十年前のものを店頭で陳列しているようなこともよく見かけます。既にあるものを全て回収していくのは難しいことではないかと思しますので、業界団体等を通じて販売店に確実に伝えることは必要だと思いますが、回収のところについては検討すべきではないかと思います。

長くなりましたが以上です。

○三上委員長 釘宮委員、ありがとうございました。

それでは、水流委員、どうぞ御発言ください。

○水流委員 ありがとうございます。水流です。

まず子どもところで先ほどありましたけれども、マグネットボール等につきまして数年前から消費者安全委員会のほうで検討した際、中国の場合には自国では販売してはならないとなっているのだけれども、輸出するほうの国が法律的に許可していれば、その国においては販売していいというルールになっている。そのために、中国からたくさんのマグネットボールが日本のほうに販売されてくるような現実があったと思われま。やはり諸外国を見てみても、日本の販売規制といったものが非常に遅れているという側面は大きい

ので、子どもの玩具に限ってであれば強く強化してもいいのであらうと思っています。対象商品をきちっと規定するしかないとなってくるのですが、かなり高度に危険なものについては、次々と販売規制をすることが重要かと思います。

次に、今入っている、もう使っているものですか、販売されてしまったものについてです。ネットモールで言いますとメルカリさんとかC to Cといった形で販売されるものについても、販売規制の網がかけられるような形にしておく必要があるだろうと考えております。子どもの玩具については、そういう形で一応制度化していくことが重要だと思われま

す。次に、ネットモールを利用している方というのは、今90代以上の方は少ないだろうと思われるわけですが、海外からの直接販売が来たときに、それが人々にとってどういう製品、どこから流れてきているのか、安全性とか確認するのは非常に難しいものがあります。今70代、80代でネットモールを利用されている方はおられると思うのですが、その方々が90代になったときに、様々な認知機能であるとかいろいろなものが衰えてまいります。衰えていたとしても、ネット販売を使っていた人たちはずっと使い続けると思います。そうしますとモールそのものの存在を、幅広いモールと、いろいろな障害弱者に対するモールも別に設けることができるかどうかということも、ネットモールの方々には少し御検討いただきたいと思っています。つまり弱者を守る、弱者が被害に遭わないようにするためのモールといったものの構築ができるかどうかということになります。この辺りは今後10年、20年たったときに、皆様が御高齢になっていろいろな問題が起こってくる前に、少し議論しておくべき必要があるのではないかなと思っています。

以上です。

○三上委員長　　ありがとうございました。

続きまして、倉貫委員、どうぞ御発言ください。

○倉貫委員　　よろしくお願いたします。ありがとうございました。

論点1なのでありますが、製造事業者、輸入事業者が存在していないということで、ただ、8ページの図を見ると、海外からの直接販売といったネットモールを介するケースが多分それなりにあるのだらうと思います。あるいは下の倉庫・配送サービス提供者も含めて、ある程度の製造事業者、海外事業者の情報は得ているであらうと思われるので、だとすると、そういった情報をどうやって消費者に開示するかということは、最低限必要なのではないかなと思います。また消費者もネットモールで買うときに、これが直接販売なの

かどうかははっきり分かって買っているのか、分からずに買っているのか。そこら辺も峻別できるような工夫が必要なのではないかなと思います。

それから論点2ですけれども、やはり子どもの安全・安心ということですので、規制ということでしっかりやっていく必要があるだろうと思います。S Tマークというのは非常に歴史もあり、こういったことをさらに進化させていくような形での規制を、どうやって考えていくかということが重要なのではないかなと思います。

以上です。

○三上委員長 ありがとうございました。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。野々内委員、どうぞ御発言ください。

○野々内委員 では、私のほうから消費者の立場から発言させていただきます。説明ありがとうございます。

インターネットでの取引というのがスマホのほうにもどんどん入ってきますし、安易に買えるのかなと思ってコンタクトを取ったりして、重大な事件になったりすることも多々あります。なので、ネットモールの方々には当分の間は責任を持っていただいて、国内でいろいろな問題があったときに処理ができるような対策を取ってほしいなと思っています。

それから子どもの玩具のことですけれども、S Tマークは50年の歴史があるとおっしゃいましたが、たまたま私、きのう2、3のお店に行ってみましたけれども、子どものおもちゃでS Tマークは半分くらいしかついていなくて、何でかなと思ったのです。飲み込んで大きくなるボールだったり、マグネットなどの問題も前からありました。それも時間をかけてやっと思ったのだよと、さっき先生もおっしゃいましたけれども、ぜひとも問題が起きる前に未然に防げるような、安心・安全な生活をできるようにやっていきたいと思います。

それからこの会議ではないかもしれませんが、このたび、こうした勉強をさせてもらって、やはり消費者の教育というのが一番大事ではないかなと思いました。高齢者には詐欺を予防するとか勉強会もあるのですけれども、インターネットでの買い物のやり方とか、それから若いお母さんたちには子どもに安全なものを買いましょうという教育も必要かなと、このたび思わせていただきました。

以上です。

○三上委員長 ありがとうございます。

続きまして、藤野委員、どうぞ御発言ください。

○藤野委員 主婦連合会・藤野でございます。御説明ありがとうございます。

私もただいまの野々宮委員と同じで、やはり消費者が認識をすることがすごく大事だと思っております。こういった法の整備とともに、消費者に対しての教育も併せてやっていただかないといけないと大きく感じています。

また、特に子ども向けの製品に対しては規制の強化というのは当然で、もうすぐにでもやっていただきたいと思うと同時に、子ども向けでないもので、実際は子どもが手にして危険な状態となるようなことも起きていると思います。よって子ども向けのものはもちろんのこと、それ子ども向けでないものを子どもさんが手にしたときにどうなるかという辺りまで、しっかり及んだ規制をつくっていただきたいと思います。

論点1のインターネットモールでの販売等に関しては、自分でも割と安易にできるのだということを知ってしまうと面白がってというか、やってしまうこともありますので、そのときに消費者としてどんな危険があるかなどの認識をしっかりしていかなければということを感じております。

以上です。

○三上委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、遊間委員、どうぞ御発言ください。

○遊間委員 御説明ありがとうございます。国際社会経済研究所の遊間でございます。

論点1に関しまして2つ、御意見を述べさせていただければと思います。

1点目が、届出情報が非常にアナログ的な手段で申請しないと得られないというご説明でしたが、簡易に取得できるような仕組みをぜひ導入いただきたいなと思っております。また、情報を検索される方には消費者が含まれておりますので、システム構築の際には検索のしやすさにご留意いただきたいと思いますと思っております。

2点目でございますが、大手のインターネットモール事業者の皆様が自主的に取組を開始されているということで大変すばらしいなと思っておりますが、一方で大手以外のインターネットモール以外の事業者についてはその網からこぼれ落ちてしまう可能性もございますので、その点についてもぜひ引き続きこういった形で安全を確保できるか、御議論いただければと思っております。

以上でございます。

○三上委員長 ありがとうございます。

それでは、なるべく委員の皆さん全てからの御意見を頂戴する機会にしたいと思っております。

ので、まだ御発言のない委員、いかがでしょうか。安好委員、どうぞ。

○安好委員 皆様、こんにちは。キッズデザイン協議会・安好でございます。

論点2についてお話をさせていただきます。私ども協議会設立の端緒が、これは御存じかと思いますが、2004年の六本木の回転自動ドアの事故でございました。6歳のお子様が無くなったということがございまして、子どもが安全に、そして安心して生活していただくように活動を推進していくのが私どもの団体でございまして、先ほどの論点2の事前規制に関してはもちろん賛成でございまして。

議論を進めていく上で1つ頭の端に置いていただきたいというか、特に乳幼児は説明書が読めたりいたしませんので、大人が考えられないような、思いもつかないような使い方をするという特有の事情があるわけでございます。そういったことも踏まえまして、どう安全を担保していくのかといったことを製品づくりにも盛り込んでいただける。そのように企業の皆さんにお考えいただきたいですし、そういったところも事前規制の中に入れていただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○三上委員長 ありがとうございます。

それでは、古田委員、いかがでしょうか。もし御意見、御質問があれば頂戴したいと思います。

○古田委員 御指名ありがとうございます。N I T Eの古田でございます。

まず論点1なのですが、御承知のとおりN I T Eでは重大製品事故の調査をしております。国内に責任事業者が存在しないところにおきましては、調査の出口がない、行政におけるアクションが取れないところで考えますと、そういった存在をしっかりと示すところは非常に有意義なことだと思っております。さらに言えばN I T Eのミッションではないのですが、先ほどどなたかがおっしゃっていた被害の対応というところにもつながっていくのかなと思っております。

特に製品安全4法における規制対象製品については、多分過去の経緯から特に安全性確保が求められている製品ということもあって、これらの製品について責任の所在をはっきりさせることは非常に重要なことだと思っております。

論点2については、御説明の中にもありましたようにEUやオセアニアにおいては、子どもの事故というのは非常に敏感になっているところだと認識をしております。N I T Eにおいても従前から乳幼児用、子ども用の基準・規格の策定というのを進めておるところでございまして、これらの経験を生かして新しい制度設計等に貢献できればと思っております。

ます。

以上です。

○三上委員長 ありがとうございます。

それでは、神山委員、いかがでしょうか。

○神山委員 神山です。

プラットフォーム事業者なのですけれども、大手の通信販売のアマゾンなどの事業者ですと、何か製品に不備があった場合に履歴がちゃんと残っていて、注意喚起をするようなメールが届くようになりました。ですから、まずはそのようなことから注意喚起をしていくのも手かなと思いました。

○三上委員長 ありがとうございます。

これで出席委員の皆さんからの御意見は一巡いたしましたけれども、さらにとり御意見はございますか。なければ、この辺りで事務局のほうからお答えなりしていただければと思いますが、水流委員、どうぞ。

○水流委員 ありがとうございます。確認したいことがありまして、ネットモールさんたちの活動を組織化するために経産省のほうにお集まりいただいて、皆さんに御苦労いただいてここまで来たのだということに関しては非常に感銘を受けております。

その際に、以前なのですけれどもリコール製品があったときに、購入した者がリコールの対象になっていると検出することができるような、ネットモール事業者さんのシステムになっているかどうかということが問題になっていたのですけれども、その辺りについては各ネットモールさんで改良されているのですか。その辺りはME T Iさんのほうで御存じでしょうか。

○三上委員長 そうしましたら今の水流委員の御質問については後ほどオブザーバーのほうから、ひょっとしたら御発言いただけるかもしれませんので、ちょっとお考えいただければと思います。

○水流委員 ありがとうございます。お願いします。

もう一点だけ、先ほど子どもに対することが重要だということと、やがて超高齢者がそのままネットを使うようになるときの安全性の担保といったことも言ったのですけれども、もう一つ、1つの集団として美容品というか、美容に対して非常に敏感な世代。特に若い女性系ですけれども、そこに提供されるものが直接ではないですがB to B to Cの形で使用できるようなセルフエステだとか、そういったものがございます。非常に専門性のある人

が使わないと危険なものが結構日本国内に入ってきていて、セルフエステ等のできるようになっていくといったものもございませう。この場合、購入者はC、末端のエンドユーザーではなくて、サービスを提供する側が輸入という形で、ネットモールで購入していく形のものもありそうなのであす。そういったものに対しては、やはり制度としてどこかで、国内でそういったものを使用する者はこういう条件であるという制度にしない限りはどうも難しそうだということで、これは製品安全部会の課題ではないのかもしれないけれども、そういった問題もあることは少し認識しておくほうがいいのかなと思ひました。物によってはB to Cでエンドユーザーが買うことはできる。セルフエステということでできる可能性もあるので、その場合は非常に危険だということになります。そういった問題に対して、今後どうしていくのかということについてもちょっと御検討いただければと思ひます。

以上です。

○三上委員長　　ありがとうございました。

これまでの議論で論点1、2に対する御意見のほか新たな論点、消費者教育の問題とか、今水流委員から御発言があった点とかいろいろ出ましたけれども、可能な範囲で事務局のほうから取りあえずお答えをいただければと思ひますが、いかがでしょうか。

○望月製品事故対策室長　　様々な観点から御意見をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、重複するような意見もありますので、まとめてコメントさせていただく形にしたいと思ひます。

まず論点1のネットモールの海外からの直接販売などを通じたほうでございませうけれども、こちらについて様々な意見をいただいております。釘宮委員からEUの制度とか、GPSRが6月に公布されているので、そういったものも参考にしてはどうかという御意見をいただきました。諸外国のほうの動きも参考にしながら制度をつくっていきたくと思ひます。また国内代理人とか置くときに、日本語で対応ができるようにすべきではないかという御意見もいただきました。今後どういうことができるかということを考えていきたくと思ひます。

さらに、届出情報の開示につきましても御意見をいただいております。もうちょっと消費者にも見れるように掲載すべきではないか。金融庁の貸金業者のポジティブリストなども参考にするべきではないかという御意見もいただいております。届出情報については開示すべきだという御意見を多くの先生方からいただいております。

ネットモールにつきましては特にいろいろな方が使われますので、水流先生からもありましたけれども、認知機能が衰えている方とか、障害弱者の方々に配慮するものがあった方がいいのではないかという御意見などもいただいております。

今Pledgeという取組が進んでいるのは、大変よいことだという御意見もいただいております。水流先生からPledgeでリコール品などについては情報提供しているのかということがございました。Pledgeの枠組みの中で情報提供することにしておりまして、今ネットモールのほうでも、そういった取組を進めておられるというように聞いております。後ほどオブザーバーの方からも、補足がありましたらコメントをいただければと思います。

あと新しい制度設計とかしていくときに、いろいろ配慮しなければいけない点についても御意見をいただいております。こういったところにつきましても配慮していきたいと思っております。

それとインターネットモールに対して命令ができるようなシステムをつくるべきではないかと。論点で挙げさせていただいているところがございますけれども、そういった御意見もいただいております。

子どものほうで主にいただいた意見でございますけれども、これまで業界で進められてきたSTマークや、SGマークなど長い歴史があるものがございますので、こういったものと共存していくことが必要だという御意見をいただいております。業界の方々とも十分に話し合いをさせていただきながら進めていきたいと思っております。

さらに、今既販されているものを全て回収するのは難しいのではないかという御意見もいただきました。こういったところも考えていきたいと思っております。その上で既に販売されたものについて、どのように安全を確保していくべきかという論点をいただきました。これも非常に重要な点だと考えております。

いろいろ具体的に取組をされておりますキッズデザイン協議会様でありますとか、NITE様からも御意見をいただいております。EUとかオセアニアでの情報、制度設計なども参考にすべきだという御意見をいただいております。

さらにここではございませんでしたけれども、消費者教育につきましても多くの先生方から御意見をいただいております。消費者が自分で判断していくことが非常に難しいわけですが、消費者教育の重要性につきましても御指摘をいただいております。私どもとしましても、御意見を踏まえまして消費者に対してどう情報を届けていくか。そして子ども用製品でないのに子どもが使ってしまうって、事故が起こってしまうようなケースもあ

るということでありましたけれども、こういった点についても配慮していきたいと思えます。

それと届出情報のところで、遊間先生から検索しやすいようなシステムにすべきだという御意見をいただきましたので、このところも考えていきたいと思えます。

あと水流先生から、最後、美容品についてのセルフエステとかいろいろなものがございませけれども、こういった点についても御指摘いただきました。これは他省庁とも連携しながら進めていく必要があるかと思えます。

以上でございます。

○三上委員長 望月室長、ありがとうございました。

それでは、これからオブザーバーの各団体の皆様からも御意見をいただきたいと思えます。初めに参考資料1として、今回皆さんのお手元に配付をしております日本玩具協会様からの御意見についてお伺いしたいと思えます。その後に発言を希望されるオブザーバーの皆さんから発言ボタンを押していただいて、指名をさせていただくといった順序で参りたいと思えますので、よろしくお願ひします。

それでは、玩具協会・前田会長、参考資料1について御説明をお願いできればと思えます。

○前田オブザーバー 日本玩具協会の前田でございます。

まず現状、玩具の強制規格の実施スキームの制度設計に関する基本的な方向性について、再確認をさせていただきたく存じます。

さきの検討会の審議におきましては、当協会の懸念であります強制規格導入の必要性は理解するけれども、その導入の副作用としてS Tマーク制度が衰退し、かえって玩具の安全の水準が国際的に劣ることになるとの懸念を御理解いただき、またS Tマーク制度が国際的にも非常に高い水準にあることの評価もいただき、強制規格とS Tマーク制度の共存を目指すというラインでの報告書を取りまとめていただきました。

今後、強制規格の実施スキームの構築に当たって法制度の検討が進められることとなりますが、法制度の検討に当たりまして検討会での議論を踏まえ、次のような基本的な方向性の下、作業を進めていただきたく存じます。

玩具は純玩具だけでも15万種類もあり、市場規模は1兆円となっております。多くの企業、メーカー、卸、小売、大中小零細の企業が玩具ビジネスに携わっております。このために、欧米では玩具安全規制に関して玩具に特化した法制度を設けております。欧州では

玩具安全指令、アメリカでは消費生活用製品安全改善法、CPSIA法というようにも言っております。これは経産省管轄の物理的な規制のみならず厚生労働省管轄の化学的規制をも含むもので、STマークも同じように両方を含んでおります。

一方で日本は、消費生活用製品安全法に特定製品・特別特定製品制度がございますが、この制度は圧力鍋、乗車用ヘルメットといった単品製品について安全基準を運用することを目的とした制度になっております。

この単品規制の制度である特定製品・特別特定製品を膨大な種類のある玩具に適用いたしますと、制度の効果・メリットは低いにもかかわらず事務作業とコストは膨大なものになることを強く懸念しております。つまり得られる結果に比べて余りに規制コスト、行政手続コストがかかり過ぎるという問題です。

その結果、玩具事業者は強制規格実施の管理作業に追われてしまい、STマークの管理まで手が回らず、使いたくともSTマークが使えないという事態が多発することを懸念しております。STマークと強制規格の両立を目指すという検討会報告に反する結果を招くおそれが高いからです。つきましては基本的な方向としてSTマークと強制規格の両立が実現可能な法制度になるよう、現行の規制スキームに過度にこだわらずに海外の玩具規制などを参考にさせていただいて、玩具事業者に過重な負担を強いることなく適切な制度としていただきたいと存じます。

個々の検討項目につきましては都度都度、当協会の意見を申し上げさせていただきたく存じますが、審議の前提として、審議会の皆様方には今まで申し上げました基本の方向性を御確認いただければと思います。

続きまして、審議会の検討項目の中に既に製造・輸入された製品の扱いについてという項目がありますので、こちらについて意見を述べさせていただきます。

既に資料に掲載されていますが、当該項目につきまして当協会の意見としては、強制規格は施行日、あるいは適用日以降に製造・輸入される製品から適用することとし、既に流通にある製品。つまり流通在庫品に遡って適用する。それはPSCマークなど遡及的な適用を意味するのだと思いますが、そうすることは避けていただきたいと思っております。

理由は4つございます。玩具は純玩具だけでも15万種類もあり、市場規模は1兆円となっております。そういう意味で品目数と市場規模が今までの特定製品・特別特定製品とは決定的に異なります。現在の特定製品・特別特定製品に適用している流通在庫への遡及適用は現実的ではなく、もし実施すれば玩具流通を含め玩具産業全般に大きな混乱をもたら

します。つまり在庫品を販売できなくなりますと在庫を抱えた玩具販売店に大きな廃棄コストが発生いたしますし、それが返品されると中小メーカーは大きな痛手を受けて倒産するリスクがあります。御存じのようにメーカーサイドも小売店サイドも玩具は中小企業がたくさんあるので、こういう逆流が起きると大きな痛手を被ることがあります。

2番目に欧米の玩具規制、先ほど申し上げました米国のCPSIA法、欧州玩具安全指令というのですが、こちらでは流通在庫品への遡及適用はございません。玩具安全規格（強制規格）は制定・改定規格の適用日以降に製造・輸入する製品から適用しています。また日本でも、化学物質に係る玩具安全基準を実施している食品衛生法玩具規制において、改定基準の適用日以降に製造・輸入される製品から適用し、流通在庫品への遡及適用は行っておりません。

玩具は文化の産業でございますので、大きなアンティーク市場が形成されています。これらアンティーク玩具についても遡っての適用で、PSCマークの遡及的な貼付に対応することができず、玩具のアンティーク市場は消滅の危機に瀕することになります。例えば検査を行うとしても、その商品しか検体が残っていないとか、既にメーカーが存在しておらずPSCマークを発行する主体がないなど、たくさん問題を抱えます。

最後に、玩具安全基準（強制規格）の改定があるたびに流通在庫への遡及適用が繰り返されることになってしまいますと、その都度その都度、玩具企業は体力をすり減らすことになります。また流通からの返品は仮に経過措置があったとしても、いつ返品されるのかは流通の判断でございますので、今回の基準改定に係る返品、前回の改定に係る返品、前々回の改定に係る返品など商品が随時返ってくることになり、メーカーとしては管理も大変ですし、大変大きなコストが生じてしまいます。という理由から遡及適用については欧米でもやっていないことですので、ぜひ避けていただきたく存じます。

以上、意見を述べさせていただき、ありがとうございました。

○三上委員長 前田会長、ありがとうございました。玩具をめぐるいろいろな問題の広がりということ、大変よく分かりました。

それでは、オブザーバーとして御参加いただいているほかの団体の皆さんからも御意見、御質問いただければと思います。挙手をしていただいた順でと考えておりますが、まず片岡さん、どうぞ御発言ください。

○片岡オブザーバー オンラインマーケットプレイス協議会代表理事、楽天の片岡です。本日はありがとうございました。

論点1について主に発言をさせていただきます。まず先ほど御質問いただいた点ですけれども、リコール品購入者への連絡の部分について先に回答しておきます。

ECモールのタイプは大きく分けて2タイプありまして、商品に出品者が連なっているようなタイプと、それから出品者や出店者に商品が連なっているようなタイプとあるのですけれども、商品に出品者が連なっているようなもの場合は、商品が特定できれば購入者への連絡が比較的しやすいということでやっている事業者さんがいらっしゃいます。出品者・出店者に商品が連なっている場合は簡単にできないので、今のところは出品者・出店者を通じて購入者に連絡をしたり、そこが何かしらの理由で連絡が取れないことになればモール側で購入者の情報を抽出して、代わりに連絡をする。という工夫をして連絡することをやっております。

論点1の部分なのですけれども、まず今回海外からの直接販売等を通じた製品のことについて取り上げていると思うのです。もちろんそれはそれで確認したほうがいいし、検討したほうがいいと思うのですけれども、まず実態としてどういう形態で行われているかというのは、実態調査をしっかりとやったほうがいいのではないかと思います。といいますのも海外事業者がネットモールを通じて直接販売するケースはあくまで一部のような気がしておりまして、ほかにも実際は国内事業者が国内で仕入れた商品が海外製であるものもたくさんあると思います。あと海外事業者のために国内事業者が輸入業者として届出をしているようなものもあると思いますので、実態把握をしっかりとどこに対処すると効果的なのかというのは、しっかり考えたほうがいいのではないかなと思っています。

それから自主的取組をやっているという御紹介をいただきまして、こちらはおっしゃるとおり本当に自主的に取り組んでいるもので、ポイントとしては自主的取組をやっているところから買って、やっていないところからは買わないようにしようというインセンティブをいかに働かせるかという部分も重要です。その点も考えていただいて、モールを規制すれば解決するとかではなくて、どこに対して問題があって、それにモールとしてはどういう協力なり対応ができるのか。そのためにどういう制度があるといいのかみたいところを、しっかり考えるといいのかなと思っています。

それから今、論点1にある届出情報が分かるようにというところは非常に重要だと思っています。やはりECモールとしては、見た目で見える情報から信憑性をどうやって確認するかがポイントになってきますので、届出情報が簡易に確認できるようになれば照合もしやすいですし、使いやすくなると思います。

ただ、今の制度の課題として届出事業者の情報は分かって、個別具体的な製品とのひもづけをどう確認するかというところは、課題として残るかなと思っております。その辺り、ECモールと行政とでどういった連携・協力ができるのかというのは、今後ぜひ議論を深めていきたいなと思っております。

以上です。

○三上委員長　ありがとうございました。

ほかのオブザーバーの皆さん、いかがでしょうか。ほかにオブザーバーの皆さんから御質問ないようでしたら、この時点で今事務局から何かコメントすることはありますか。

○望月製品事故対策室長　ありがとうございます。今オンラインマーケットプレイス協議会様から御意見をいただきました。実態を踏まえて、調査をしっかりとした上でやったほうがいいとか、どこをどう対処するかを決めたほうがいいという話もございました。

また、自主的取組をやっているところについてインセンティブをどう確保していくかという話もありました。自主的取組というのが今始まったばかりですので、これから効果を見ながらよりよくしていく必要があると考えておりますので、また関係省庁と一緒に考えていきたいと思っております。

届出情報の確認につきましても、照合できるようにすべきだという御意見もいただいております。これも今検討項目の中に入っておりますけれども、さらに個別具体的な製品について安全をどう確保していくかという御意見をいただきましたので、ここは引き続き個別的に問題がある製品について話し合いをしながらやっていく必要があるかと思っております。

玩具協会の前田会長からも御意見をいただいております。御指摘のとおりいろいろな面で検討すべきところがあると思っておりますので、今日御要望があった点につきましても十分御相談させていただいて、それで方向性を決めていきたい。いい方向になるように進めていきたいと考えております。何とぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○三上委員長　ありがとうございました。皆さん時間に御配慮いただいて、簡潔に御発言いただいたのだらうと思っております。予定よりも速やかに進行しております。

皆さんから御意見をいただきましたので、私も一言だけコメントをさせていただければと思います。海外製品の問題にしる、子ども用製品の問題にしる、制度の対応と事業者の皆さんの自主的な努力との組合せ領域というか、そういったところが大きな役割を果たす

だろうなと思います。そういう意味で先ほど資料1のほうで既に7社ですか、Pledgeをされて、しかもKPIとしてなかなか面白い2つの資料が出ているということです。これからオンライン事業者の皆様のみならず、こういったPledgeが広く使われて、また安全への取組が1つの競争領域と言っては強過ぎるかもしれませんが、売りの1つになっていくような形でドライブがかかっていると、いろいろな仕組みの実効性がさらに高まるのかなと思っています。

そんな意味で先ほど委員の御発言の中にもいろいろありましたけれども、この委員会の場としては制度に関する議論が中心になるだろうと思いますが、事業者の皆さんの自主的な取組に対する応援のようなことも、議論の1つになっていけばいいのではないかなと思っています。

それから子どものほうの話は、先ほど藤野委員でしたでしょうか。子ども用とはなっていないけれども、実際にはというお話がありました。続々とは言いませんけれども、突然現れる危険源に対して社会がどうやって機動的に防御スクリーンを張っていくのか。そういう仕組みづくりが課題になっているのだろうと思います。機動的に動ける仕組みというのを、皆さんの御協力によっていかにつくっていけるのか。そこをまさにこれから、さらに議論を深めていけばいいのではないかなと感じました。

ということで出席委員からも一通り御意見いただきましたので本日の議論はここまでにしたいと思いますが、何か言い漏らしたこと、思いつかれたことで、ここでということがございましたらどうぞ御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょう。——よろしいでしょうか。そうしましたら以上をもちまして本日の議論、ここまでとさせていただきます。

閉会

最後に、事務局より今後の進め方、あるいは連絡事項についてお願いいたします。

○望月製品事故対策室長　本日の議事録に関しましては事務局で作成した上で、後日委員の皆様方に御確認いただき、ホームページにて公表する予定ですので、よろしくお願いたします。

今回は11月下旬をめどに開催を予定しております。詳細につきましては事務局より改めて御連絡、御案内いたしますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○三上委員長　　ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第11回の産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会、終了いたします。本日は御多忙のところ長時間にわたりまして熱心に御議論いただき、誠にありがとうございました。

——了——